

介護保険負担限度額認定申請について

負担限度額認定とは…介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）や短期入所（ショートステイ）を利用した際の食費や居住費について、低所得者の方を対象に助成を行う制度です。

◇対象となる人（軽減要件） ※令和3年8月より対象条件が変更となっています。

- 1、本人及び世帯全員が市町村民税非課税者であること
- 2、同一世帯でない配偶者についても市町村民税非課税者であること
- 3、預貯金等の資産の合計額が一定額以下であること

段 階		R3.7月まで	R3.8月から
第1段階	生活保護受給者・世帯全員が非課税で老齢福祉年金受給者		単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階	世帯全員が非課税で年金収入等が80万円以下 ※1	単身 1,000万円	単身 650万円 夫婦 1,650万円
第3段階①	世帯全員が非課税で年金収入等が80万円超120万円以下	夫婦 2,000万円	単身 550万円 夫婦 1,550万円
第3段階②	世帯全員が非課税で年金収入等が120万円超		単身 500万円 夫婦 1,500万円

※1 公的年金等収入額（非課税年金も含む）＋その他の合計所得金額。

◇申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 同意書（申請書裏面）
- 印鑑（本人及び配偶者 朱肉を用するもの）
- 預貯金等の資産の金額が確認できるもの（本人及び配偶者）
 - ①銀行名・支店・口座番号・名義のわかる部分の写し
 - ②申請日の直近2か月前までの最終残高がわかる部分の写し（申請日の2か月以内の記帳が必要）お持ちのすべての通帳の写しが必要です。
- ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、投資信託
 - 証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
- ・金、銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
 - 購入先等の口座名義等と残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
- ・現金（タンス預金）
 - 自己申告（申請書にその額を記入）
- ・負債（借入金・住宅ローンなど）（預貯金等の額から差し引いて計算します）
 - 負債額がわかる書類（借用証書、残高証明等の写し）
- 個人番号（マイナンバー）確認書類
 - 詳しくは裏面「マイナンバー制度開始に伴う介護保険の手続きについて」をご覧ください。

(裏 面)

マイナンバー（個人番号）制度開始に伴う介護保険の手続きについて

マイナンバー制度の開始に伴い、介護保険の手続きにマイナンバー（個人番号）の記入、本人確認（番号確認及び身元確認）のための書類の提示が必要になりました。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。また、本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難な場合には、マイナンバーを記載しないで提出してください。

◇申請手続き時に必要な書類

(1) 本人が窓口申請される場合

①本人の番号確認

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②本人の身元確認

○1種類で良いもの（写真あり）

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど

○2種類必要なもの（写真なし）

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険被保険者証など

(2) 代理人が窓口申請される場合

①本人の番号確認

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②代理権の確認

・法定代理人の場合は、戸籍謄本等その他資格を証明する書類

・委任代理人の場合は、委任状

・これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証、負担割合証など官公署などから本人に対し発行された公的な証明書。

③代理人の身元確認

○1種類で良いもの（写真あり）

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど

○2種類必要なもの（写真なし）

医療保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など

※郵送で手続きを行う場合は、上記の確認書類をコピーして申請書に添付してください。

◇問い合わせ先 津和野町役場・医療対策課 介護保険担当

電話 0856-72-4088

◇提出先 ○津和野町役場 医療対策課

住所 〒699-5604 島根県鹿足郡津和野町森村ロ141番地
(津和野共存病院内)

○津和野町役場本庁舎 税務住民課総合窓口

住所 〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18